

# 学術成果リポジトリ運用内規

平成 19 年3月2日

制定

(趣旨)

**第1条** この内規は、沖縄国際大学学術成果リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用に関する必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 沖縄国際大学(以下「本学」という。)の構成員が作成または作成に関わった学術研究成果資料(以下「資料」という。)を電子的に収集、蓄積、保存し、インターネットを通じて学内外に公開することにより、教育・研究活動の活性化、学術研究の発展に資するとともに、高等教育機関として社会に対する貢献を果たすものとする。

(提供者資格)

**第3条** リポジトリに資料を提供できる者(以下「提供者」という。)は次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍又は在籍したことのある教職員及び大学院生
- (2) その他図書館長が特に認めた者

(資料)

**第4条** 資料は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 提供者が主要な部分を作成又は作成に関わったもの
- (2) 図書館が指定する電子的フォーマットで作成されていること
- (3) 法令及び社会通念上問題が生じないもの

(提供方法)

**第5条** 資料の提供は、図書館への持込み又は電子メールに添付する方法を用いて行うものとする。提供時には資料と併せて次の情報を図書館へ提供する。

- (1) 資料の電子的複製をしたもの
- (2) 資料が公表済資料である場合、出典に関する情報
- (3) 資料のキーワード・要約・解説等、提供者が資料と併せての公開を希望する情報

2 提供者は、リポジトリの登録システムを通じて自ら資料を登録することができる。

(著作権の所在)

**第6条** 資料がリポジトリに登録された後も、著作権は著作者の元に留保される。

(資料の利用許諾)

**第7条** 資料の著作権が提供者のみに帰属している場合、提供者は本学に対し第8条に定める資料の利用を無償で許諾する。

2 資料の著作権が提供者を含め複数の者に帰属している場合、又は提供者以外に帰属している場合は、提供者はあらかじめ他の著作権者から許諾を得た上で資料を提供する。

(資料の利用)

**第8条** リポジトリに登録された資料は、次の方法により利用される。

- (1) 資料を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する

- (2) 格納された資料はネットワークを通じて不特定多数に公開する
  - (3) 資料の保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う
  - (4) 検索の利便性向上のため、必要に応じて資料から検索情報(書誌情報、目次情報、要約、概要、全文情報)を作成しデータベースを構築、公開する
- (登録資料の取扱)

**第9条** 図書館長は提供された資料の権利関係、その他公開に係る規則等を調査し、公開の可否を判断する。公開に支障があると判断した場合、図書館長は提供者に理由を通知し、当該資料はリポジトリへ登録を行わない。

(登録の削除)

**第10条** 図書館長は次の場合、リポジトリに登録された資料を削除することができる。

- (1) 提供者の削除の申請に基づき、図書委員会が承認した場合
- (2) その他、図書委員会が削除を決定した場合

(免責事項)

**第11条** 資料の公開によって発生した提供者ないし著作権者の損害については、本学は一切責任を負わないものとする。

(改廃)

**第12条** この内規の改廃は、図書委員会の議を経て図書館長がこれを行う。

附 則

この内規は、平成19年3月2日から施行する。